

要 望 書

竹島領有権及び周辺海域における
漁業秩序の早期確立について

竹島領土権確立隠岐期成同盟会
(島根県 隠岐島)

要望の趣旨

竹島の領有権、及び周辺海域における漁業秩序の早期確立について

要望の理由

竹島は、歴史的にも国際法上も島根県隠岐の島町に帰属するわが国固有の領土です。しかしながら韓国は、1952 年（昭和 27 年）1 月、一方的に海洋主権宣言「李ライン」を設定し、爾来半世紀以上にわたり同島を不法占拠しています。

また平成 11 年には、竹島周辺海域について、排他的経済水域や暫定水域を設ける日韓新漁業協定が締結されましたが、同島周辺海域での安全操業はおろか、操業漁場の確保すら出来ない中で今日を迎えるに至ったことは、誠に無念の極みであります。

近年の独島海洋科学基地等の建設や、一昨年 8 月の李明博元大統領による竹島上陸等は、竹島占有の更なる強化による領有権の既成事実化や排他的経済水域の拡大に繋げようとする以外のなにものでもありません。

つきましては、本件に係る国際司法裁判所への提訴、並びに「日本の竹島の日」制定は元より、次の事項の早期実現を強く要望いたします。

記

1. 竹島を所管する組織を設置すること

外海離島の領有権確立は、国際社会における国家主権の根幹に関わるものであり、北方領土問題に繋がる同列の案件として、内閣府に所管する組織を早急に設置して頂きたい。

2. 隠岐島に「竹島漁撈歴史記念館」を設置すること

竹島が韓国の不法占拠下にある今、隠岐の島町（旧五箇村）に所属していたという歴史的事実を風化させないために、また日本領土としての“証し”を示すため、所管を委ねられる隠岐の島町内に普及啓発施設として国直轄の「竹島漁撈歴史記念館」を設置して頂きたい。

3. 暫定水域における漁業秩序の確立を図ること

隠岐島周辺の排他的経済水域内（EEZ）における漁業秩序や、海洋資源の総合的な維持管理体制を確立するにふさわしい、改正日韓漁業協定の早期締結に取り組んで頂きたい。

4. 国境離島における国防体制の強化を図ること

近年、山陰沖日本海領海内での近隣諸外国漁船の違反操業や自国漁船への操業妨害、更には北朝鮮船籍と思われる漁船の漂流・漂着など、国境離島である隠岐島沖合の海域は緊迫の度を増すばかりであり、防衛や監視体制強化を要請する地元島民の声は強まっています。

隠岐海上保安署体制の充実強化と大型巡視艇並びに船舶複数配備により沖合の国境ライン周辺海域はもとより隠岐諸島周辺海域での警備や監視体制を含め、国防体制の更なる強化を図って頂きたい。

5. 学校教育における竹島に関する学習の強化を図ること

学校教育においては、竹島問題を担う次世代の育成が急務であり、隠岐の島町、島根県では既に副教材を独自に作成し、教育現場で竹島に関する学習に活用しています。

国において、児童生徒用教材や教師用指導資料の作成・配布することにより、学校教育で竹島問題が積極的に取り扱われるよう取り組みを強化して頂きたい。